平成２５年（フ）第１０５４号
福岡市東区城浜団地51番102号
債務者　新藤　秀夫
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０６９号
福岡市早良区田村２丁目12番48号
債務者　渡辺三弥子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０７１号
福岡市城南区梅林５丁目42番８―101号
債務者　尾崎かおり（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０８１号
福岡市博多区博多駅前４丁目５番15―506号
債務者　佐藤　正子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０８３号
福岡市南区平和１丁目21番55号
債務者　隈元　嘉人
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０８６号
福岡県朝倉郡筑前町当所299番地９
債務者　川越しのぶ
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０９０号
福岡市早良区曙２丁目１番24―201号
債務者　青木　淳市
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０９７号
福岡市博多区須崎町６番26―203号
債務者　石坂　明美
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１０１号
福岡市早良区次郎丸６丁目11番38―101号
債務者　牛原　利治（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１１６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字和田910番地419
債務者　阿部　洋志
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１２３号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目８番19号
債務者　成清　裕美（旧姓安達）
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１２８号
福岡県春日市岡本６丁目55番地ディナスティ99・203号
債務者　中村　福宏
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１３５号
福岡市東区箱崎５丁目10番14―504号
債務者　田島　伸一
1　決定年月日時　平成25年７月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９１号
長崎県大村市平町1837番地
債務者　馬場　順子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第９２号
長崎県大村市松並１丁目1282番地　中央アパートあじさい棟102号
債務者　安永美智子
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第９６号
長崎県諫早市多良見町中里212番地73ＴＲＭマンション110号、前住所長崎県諫早市多良見町東園291番地16
債務者　酒本　真司
1　決定年月日時　平成25年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１４４号
長野県松本市大字笹賀8145番地１　サンライズ杉山Ｂ101
債務者　太田　静男
1　決定年月日時　平成25年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１６０号
徳島県徳島市上助任町蛭子87番地の15、旧住所徳島県板野郡北島町高房字堤下13番地１
債務者　矢田　桂子
1　決定年月日時　平成25年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月25日まで
徳島地方裁判所民事部